

令和7年第11回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和7年11月27日(木)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	坂本 建治	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	坂本 建治	午後2時 7分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	稲山 久夫	出	11	鳥塚 正実	出
2	小和 瀬守	欠	12	丸橋 高記	出
3	吉田 滋	出		大久保 知明	出
4	福島 隆志	出		柴崎 徹	欠
5	井伊 誠	出		奈良 和正	出
6	坂本 建治	出		齋藤 薫	出
7	加藤 憲治	出		吉川 隆	出
8	栗原 功	出		保坂 昭	出
9	吉田 一行	出		新井 一弘	出
10	新井 徹	出		中島 信一	出

議事参与者

職員

局長 黒瀬秀明
 次長 菅谷順吾
 書記 青木智史
 書記 権田貴大

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から、令和7年第11回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、小和瀬委員から欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は、12名中、11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和7年第11回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第84号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第85号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第86号から議案第89号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第90号、農用地利用集積等促進計画の案について。</p> <p>議事日程は、以上となります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、井伊誠委員と吉田一行委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第84号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第84号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページを御覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第84号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>譲受人は以前から、自然農法での多品目栽培を行っておりますが、田んぼもやりたいとのことで、農地を探していたところ、不動産業者の掲載情報で本申請地を知り、申請に至ったものです。</p> <p>なお、申請地では、米の栽培および、畑では以前から栽培しているトマトやエゴマを栽培する予定となっております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>説明は、以上です。</p> <p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p> <p>稲山委員。</p>
<p>稲山委員</p>	<p>11月21日の金曜日、奈良推進委員と現地調査を行い、譲渡人に事情を伺いました。</p>

	<p>特に問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
新井委員	<p>新井委員。 申請事由が、贈与とのことですが、譲渡人と譲受人の関係性が分かりませんでしたので、教えて頂けますでしょうか。</p>
議長 事務局	<p>事務局。 譲受人と譲渡人については、関係性はございません。所有権の移転ですが、金銭のやり取りはなく、贈与とのことです。 インターネット上に、不動産の無償譲渡のサイトがあるとのことで、そちらで、マッチングしたとのことです。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 84 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 84 号は、原案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 85 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による、許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 85 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 2 ページを御覧ください。 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。 それでは、議案第 85 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者は、申請地と隣接する宅地に居住しており、本議案の申請地や居宅などは、〇〇年に、申請者の父から相続したものです。土地の整理・確認をしていた中で、居住する居宅などが、本議案の申請地に、越境していたことが分かり、適正な状態とするべく、申請に至ったとのことです。 追認としての申請となり、始末書の添付がされております。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。 また、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p>
鳥塚委員	<p>鳥塚委員。 議案第 85 号について、地元農業委員より、意見申述を行います。 11 月 20 日の木曜日に、齋藤推進委員と現地確認を行いました。</p>

	<p>申請地には、家屋の母屋が越境しておりますが、現況地目のとおり、宅地に転用するもので、問題ないものと考えますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 85 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 85 号は、原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 86 号から議案第 89 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による、許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 86 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 86 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、町内の借家に、妻と子の 3 人で居住しておりますが、子ども成長し、借家では手狭に感じていたことから、住宅の建築を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p> <p>吉田委員。</p>
吉田委員	<p>11 月 21 日の金曜日に、譲渡人及び譲受人に事情を伺いました。</p> <p>申請地については、地元の不動産屋に管理をお願いしているとのことでした。</p> <p>譲受人については、家族 3 名で、借家に居住しており、静かな場所で、住宅を建てたいと思ひ、申請に至ったとのことでした。</p> <p>何ら問題ないものと思ひますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 86 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 86 号は、原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 87 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 87 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p>

申請者、譲受人は、県内他町に所在し、介護事業を営む法人ですが、この法人が建物を建設したうえ所有し、町内に所在する法人が施設を借り受けて、運営していくというものになります。この施設を設置するための候補地を検討していたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。

また、他法令等による手続の状況ですが、譲受人から施設を借り受ける法人は、埼玉県福祉部高齢者福祉課が、埼玉県有料老人ホーム設置運営指導要綱に基づき、開発や建築確認の申請前に手続を要するとしている事前相談を済ませており、建設予定施設の内容としましては、有料老人ホームの個室が49室に、デイサービスルームを併設となっております。

本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。

また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。

説明は、以上です。

議長 この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。

鳥塚委員。

鳥塚委員 議案第87号について、地元農業委員より意見申述を行います。

11月20日に、齋藤推進委員と現地調査を行いました。

事務局に確認したところ、町の開発事前協議申請と同時に手続き中とのことであり、申請地は、第3種農地で、周囲に農地はなく、宅地化が進んでいるところであります。

本件については、特段の問題はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。

議長 他にご意見はございますか。

(委員から、「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第87号について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第87号は、原案のとおり、許可相当として、知事に意見を送付します。

次に、議案第88号について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第88号につきまして、御説明申し上げます。

別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。

申請者、譲受人は、町内の借家に、夫婦で居住していますが、手狭に感じ、実家近くに、自己用の住宅建築を検討していたところ、本議案の申請地を、譲渡人である父から借り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。

本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、問題ないものと考えます。

説明は、以上です。

議長 この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。

鳥塚委員。

鳥塚委員 議案第88号について、地元農業委員より意見申述を行います。

	<p>11月20日に齋藤推進委員と現地調査を行いました。</p> <p>周囲は、畑と民家が点在する地域で、第2種農地に区分されるものですが、周囲の農地に影響はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p> <p>議案第88号について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第88号は、原案のとおり、許可相当として、知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、議案第89号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第89号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、町内に居住する方ですが、集合住宅の賃貸経営を計画し、候補地を検討していたところ、本議案の申請地と隣接する宅地の2筆を、譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。</p>
吉川推進委員	<p>吉川推進委員。</p> <p>議案第89号について、ご報告いたします。</p>
	<p>11月22日に、坂本農業委員、栗原農業委員と私の3名で、現地調査を行いました。</p> <p>現地は、駅に近接した場所で、周辺は、住宅等が点在しており、第3種農地に区分されております。</p> <p>本件につきましては、特段の問題はないと思われますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p> <p>議案第89号について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第89号は、原案のとおり、許可相当として、知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第5、議案第90号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題いたします。</p> <p>それでは、議案第90号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の4ページから5ページをご覧ください。議案第90号につきまして、御説明申し上げ</p>

げます。

この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。今回の計画は、全 34 筆で合計面積 46,899 m²です。

農地は、右下の内訳のとおりです。番号 1 から 22 につきましては、経営移譲に伴う、のせ換えとなります。

そのほかは、利用権の終期に伴う更新となります。

説明は、以上です。

議長 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございませんか。

(委員から、「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 90 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 90 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。

以上で全ての議案審議が終了しました。

委員さんから、何かありますか。

(委員から、「なし」の声)

議長 事務局から、何かありますか。

事務局長 事務局から 1 点、ご連絡申し上げます。

次回の総会ですが、12 月 25 日、木曜日の午後 1 時 30 分からでお願いしたいと存じます。

繰り返し申し上げます。

12 月 25 日、木曜日の午後 1 時 30 分からでお願いしたいと存じます。

以上、よろしく願いいたします。

議長 それでは、特に無いようですので、令和 7 年第 11 回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局長 (起立・礼・着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

井伊 誠 委員 吉田 一行 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年11月27日

議 長

坂 本 建 治

委 員

井 伊 誠

委 員

吉 田 一 行